政策評価部会 「核不拡散の維持・強化の取組」についての主な質問とその回答

NO	項目	質問内容	回答
1	NPT	NPT非加盟国への働きかけで、NPT加盟促進活動以外の具体的な核軍縮を促進できる施策が重要であるがどのようなものか。(NPTに加盟せよだけでは全〈効果がない現状を踏まえ)	NPT非締約国であるインド、パキスタン、イスラエルに対しては、NPT加入のみならず、CTBT署名やカットオフ条約の早期交渉開始などわが国がとくに重視する具体的な核軍縮措置についても粘り強く働きかけている。具体的には、2006年1月の麻生外務大臣のインド、パキスタン訪問の際、両国との間で核軍縮核不拡散に関する局長級協議の開催についてもないでは、2006年5月に日インド、7月には日パキスタンの核軍縮核不拡散協議を開催した。今後も同協議をはじめとする様々な機会に両国に対して、NPT加入、CTBT署名、カットオフ条約の早期交渉開始を粘り強く働きかけていく考え。イスラエルに対しても2006年7月に核軍縮核不拡散協議を開催し、同様の働きかけを行った。
2	核軍縮	核軍縮について、核廃絶決議以外の取組はあるか。	わが国は毎年国連総会に核廃絶決議案を提出しているほか、CTBTの早期発効、カットオフ条約の早期交渉開始、NPT運用検討プロセスの強化に関し積極的に取り組んでいる。
3	СТВТ	アメリカの政権交代の動きを踏まえて、CTBTが発効に向けて動く可能性があるかどうか、また、中国が暫定運用では核実験の検証はできないとの主張はまだ残っているのかどうか。CTBTの準備委員会での整備が100%完了した場合には、もはや整理のための暫定運用は必要ないという議論が起きて運用ができなくなることはないかどうか。	米民主党が政権をとっても、CTBTに対する 米の立場が変わらないという見方もある。中 国は、人民会議において批准審議中。中国 は、条約発効前の暫定運用段階において正 式な検証活動はできないとの立場であるが、 CTBTの準備委員会に積極的に参加してい る。準備委員会により整備された監視施設は 順次暫定運用に移行しつつあり、条約発効ま で暫定運用が継続されることになる。
4	PSI	NPT体制で、21世紀で大きな問題というのは北朝鮮問題と、それからイラン及びカーンネットワークで、カーンネットワークの問題というのはNPTが機能していないとして問題があるわけで、幾らNPT体制を強化しても限界がある。そこで輸出管理を行って、一定の制限を加えようということで、日本の場合はかなり法的な制度は整備されているが、現実には課題ある。輸出管理は最前線ですべてチェックして行うというのは不可能で、PSIという形で、海上で没収しようという発想だと思うのですが日本の対応でPSIに対しての実際の活動はどのようなものか。また、PSI関係の法整備はなされているのか。	出入に伴い外為法違反が生じれば、取り締まりの対象になる。なお、実際には港湾や税関で差し押さえが行われるケースが多いと考えられる。
5	SUA	海洋航行不法行為防止条約(SUA条約)について、日本の批准の見通し如何。	改正議定書の採択は、海上における船舶等を使用した不法行為及び大量破壊兵器等の拡散行為の防止に資するものであり、国際社会が一致団結して国際テロ対策や不拡散に取り組むとの姿勢を示す上でも有意義なものであると評価している。我が国としても本改正議定書の締結に向けて必要な検討を鋭意進めているところ。

NO			回答
6	イラン	交渉を行いつつ一方で制裁を行うという二段構えは、いい表現を使えばあめとむちだが、悪い表現を使えば、片手で握手しながら、反対側の手で殴ろうとしているということになる。 例えば、PKOを派遣しながら国連の制裁を行ったユーゴの例を見ると、うまくいかなかった。そういう観点からすると、協議を行いながら制裁をするというは、効果をどう評価できるのか。	今はEUとの対話よりも、安保理決議1737による圧力によって、イランが考え方を改めて濃縮関連活動という機微な活動を停止した上で、対話の方に戻っていくかどうか、イラン側が対話に応じられるような考え方になるまでの間は、国連安保理決議という形で圧力がかけられているという段階になるのではないかと考える。
7	供給保証	供給保証で、某国がガスの供給を止めるという例のような場合、止めた側について制裁ということの仕組みは考えているか。	供給保証という概念は、そのような場合にも 需要国への影響が生じないようにしていくこと を目的としている。
8	二国間協定	二国間協定で、我が国が原子力関連技術の 移転について厳格な条件を課していると述べ た意味はどのようなものか。	我が国は、核不拡散の観点から、原子力関連資機材・技術の輸出管理を重視し、原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインに沿った輸出管理を、外国為替及び外国貿易法(外為法)及びその関連政令省令等に基づき実施している。また、我が国からの原子力関連技術の移転先がNPT上の核兵器国であっても、同ガイドラインに準じた形で、移転先国政府より個別に保証を取り付けている。
9	二国間協定	二国間協定締結の判断基準はどのように なっているか。	一般的立場を述べれば、我が国と相手国との間で大量かつ長期・継続的に核物質又は原子力関連資機材の移転が行われることが想定される場合に、相手国における核不拡散体制の整備、原子力安全及び核セキュリティ確保のための体制の整備等の状況を勘案しつつ、二国間原子力協定の必要性を検討することとしている。
10	二国間協定	二国間協定において、韓国への原子力協力の内容はどのようになっているか。 濃縮・再処理のような機微技術分野での協力はあるのか。	我が国は、韓国との間で原子力の平和的利用の分野における協力のための取極(行政取極)を締結しており、原子力安全等の分野で情報交換や研究協力等が行われている。また、我が国より韓国に対して原子力関連資機材・技術の移転を行った実績がある。他方、濃縮・再処理のような機微技術分野での協力は行われていない。
11	輸出管理	輸出管理の取組の情報発信の状況について、現状の取組の具体的な内容、今後新たに取り組んでいく内容について具体的にどのようなものか。	これまで、各地における制度説明会の開催や、HP掲載を通じた普及を行っており、今後も広報に力を入れていく。
12	輸出管理	輸出管理でひっかかる案件はどの程度か。	不許可件数は0.x%のレベルで、年により大小。また不許可になるより前に事業者が取り下げる例もある。
13	輸出管理	キャッチオール規制について、非常に膨大な範囲になって、特に最近のIT関連等ソフトまで含めたらすさまじい話になるので、どのように規制されているのか。また、現状の対応(規制)を継続するにあたり問題点はないか。	制度上、用途や需要者によって懸念にあたる情報を得ている場合などに限定されており、無駄のない運用を行っている。 キャッチオール制度は、国際的合意に基づき今後引き続き実施していくものであるが、的確かつ負担の小さい制度運用を確保するよう努めていく。

NO	項目	質問内容	回答
	輸出管理	最終使用者検証はどの程度まで可能か。どのように最終使用者を決定しているのか。また、受領国が再移転する場合の保証、チェックはどのようにしているか。	年間許可申請件数約10,000件のうち、原子力関連は2千数百件。このうち核物質そのものについての許可申請というのは僅かで、多くを占めるのは汎用品である「工作機械」など。このため、受領国としての保証書を得るケースは少なく、その他の案件では最終需要者から需要者誓約書を得て、これに基づき審査している。
15	技術開発	保障措置軽減技術開発は行われているか。	リモートモニタリングや非立会検認装置といった査察の効率化ためのR&Dが行われている。また、統合保障措置に移行した施設では、ランダム査察によって査察回数が減少している。更なる効率化、特に施設側の負担を軽減するR&Dに引き続き取り組む必要がある。また、計量管理に必要になるプルトニウムの標準物質を国内調達する必要があり、実現できるよう取り組む必要がある。
16	核不拡散対応	本型モデルが世界に普及するというが、例えば核燃料サイクルの必要性等国によって全く	国による違いを十分踏まえて検討を行っていくこととする。特に、今後原子力発電を導入していこうとする国に対しての支援を実施する際にも、現実的かつ効果的な方策が講じられるような観点からの検討に重点を置いていくことが重要と考えている。
17	人材	人材育成について大学間の連携は行われているか。	まずは東京大学大学院との連携に取り組んでいるところであるが、今後、同種のニーズが他の大学等からもあるようであれば、連携のあり方を含めて検討して参りたい。
18	人材		実現すべく努力していく。その前提となるJAEA内における適切な人事ローテンションの構築、人材の適正配置に努めるとともに、外部機関の理解・支援を得つつ人材交流についても積極的に推進して参りたい。
19	広報	情報発信は単発ではな〈、現在の状況までが分かるよう工夫すべき。	核不拡散科学技術センターの特徴を活かした、技術に根ざした解説や説明など、他のHPと重複することのないよう努力をしていきたい。また、イランの問題など、その時々の状況だけでな〈全体が分かるような解説ができるよう努力していきたい。
20	その他	ナレッジマネジメントとを知識の管理とすると、知識を狭いところに閉じこめることと誤解されないか。	知識の管理はナレッジマネジメンと表記する 方向で検討する。

NO	項目	質問内容	回答
21	その他	政策評価する場合のパフォーマンスの評価 方法はどのようにするのか。	原子力委員会政策評価部会では、部会を公開で開催して、原子力政策大綱に定められた政策の進展状況及び関係行政機関の取組状況を把握し、十分に成果を上げているか、あるいは政策の目標を達成しうる見通しがあるかを検討し、これの検討作業に基づき、原子力政策大綱に示している基本的考え方の妥当性を評価し、報告書を取りまとめることとしている。なお、評価結果のとりまとめにあたっては、関係者(市民/NG0を含む)からの意見聴取、国民への説明会及び意見聴取、国民からの意見募集を行い、必要に応じてその議論を報告書中に記録することとしている。